

目次

Q 0	申請受付終了について	1
Q 1	特に重要な項目(申請の検討前にご確認ください)	1
Q 2	補助金について	3
Q 3	交付申請期間・申請方法について	5
Q 4	申請書記入方法について	7
Q 5	申請手続き・工事開始について	9
Q 6	必要書類について	11

2023年5月24日更新

Q 0 申請受付終了について

※5月22日(月)到着分で申請受付を終了いたしました

No.	問合せ内容	回答
1	申請受付が終了したことですが、申請受理の判定はどのように行うのですか	5月22日までにセンターに到着した申請を「受理」として扱います。5月23日以降に到着した申請は「不受理」となります
2	不受理になったかどうかは、どのようにして確認できるのですか？	不受理となった場合は、オンライン申請システムにて順時通知をいたします。
3	申請が間に合っているのか確認をお願いできないでしょうか。	個別に対応は出来兼ねます。オンライン申請システムから現在の状況が確認できますので、参考にしてください。 ただし、早期に受付終了となった場合は、終了当日の申請については無効となりますのでご注意ください。

Q 1 特に重要な項目(申請の検討前にご確認ください)

No.	問合せ内容	回答
1	V2Hの補助金はCEV補助金から交付されるのですか。	V2Hは、昨年度とは異なり、充電インフラ補助金から交付されます。
2	交付申請できるのは誰ですか。 個人も申請可能ですか。	申請者は、地方公共団体、法人（マンション管理組合法人、町内会（認可地縁団体）を含む）、法人格をもたないマンション管理組合、個人、であり、個人による申請も可能です。また、申請者は、V2H充放電設備の「設置場所」ならびに「給電対象施設」の使用権を有する必要があります。リース契約の場合は、リースの使用者（契約者）が「設置場所」並びに「給電対象施設」の使用権を有する必要があります。

No.	問合せ内容	回答
3	交付申請ができるのは、どのような施設ですか。 個人宅への設置も申請可能ですか。	補助金の目的に沿った設置場所であれば申請可能です。個人宅への設置も申請可能です。
4	申請にあたっての重要な要件はどのようなものがありますか。	補助金の目的である「災害対応力の向上」を達成するために以下の点について、了承し協力いただくことが重要な申請要件となっています。 <ul style="list-style-type: none"> ・V2H充放電設備の設置等に関する情報を、国・地方公共団体へ提供することを了承すること ・災害時等に国・地方公共団体からの協力要請があった場合、可能な範囲で協力すること
5	交付申請の期間はいつですか。	V2H充放電設備の発注前かつ工事開始の前に補助金交付申請が必要であり、申請の受付は、令和5年3月31日（金）～令和5年10月31日（火）までです。 申請総額が予算額を超過すると予想される場合、令和5年10月31日（火）前でも締め切る場合があります。
6	先に設置すると補助金はもらえないのですか。	新規にV2H充放電設備を購入および設置する方が対象となりますので、既に設置されたものは補助対象外となります。V2H充放電設備の発注（購入）および工事開始は、交付決定日以降としていただく必要があります。
7	設置費用の前払いは可能になったのですか。過去の補助金では認められていなかったと思います。	V2H充放電設備と設置工事の代金の支払は、交付決定日後としていただく必要があります。ただし、本補助事業では、前払い金等の一部の支払については交付決定日前でも認められます。
8	車両と一緒に購入する必要がありますか。	本補助事業はV2H充放電設備の購入費と設置工事費に係る補助事業となります。 車両と一緒に購入することで補助する事業ではありません。
9	車両の補助金とV2H充放電設備の補助金の両方を申請することはできますか。	令和4年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる車両とV2H充放電設備につき、両方を申請することができます。それぞれ要領に沿って申請してください。
10	再生可能エネルギー電力の調達（太陽光発電、再エネ電力契約など）を同時にする必要がありますか。	本補助事業はV2H充放電設備の購入費と設置工事費に係る補助事業となります。 再生可能エネルギーの調達を同時にすることで補助する事業ではありません。

Q 2 補助金について

No.	問合せ内容	回答
1	V2H充放電設備は、充電設備の補助金でも補助対象となりますか。	V2Hについては、充電設備の補助金では補助対象とはなりません。
2	補助対象となる経費はどの範囲となりますか。	「電気自動車等への充電」および「給電対象施設への電力供給」のために必要なV2H充放電設備および工事費用のうち、センターが認めたものが補助対象となります。
3	(補助対象となる経費について) 例えば太陽光発電や蓄電池を同時設置した場合はどこまでがこちらの補助金で対象となりますか。	<p>V2H充放電設備本体の購入の際、本体付属品やオプション品として販売している機器および部材等の補助対象内外ならびに補助対象の工事範囲について確認の上、申告してください。</p> <p>(1) 本体付属品について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本体付属品については、工事部材としてではなくV2H充放電設備本体として補助対象となります。 本体付属品の取付等、工事に関わる労務費については、工事項目No.1、No.2に費用を計上してください。 <p>(2) オプション品について</p> <ul style="list-style-type: none"> オプション品の計上先については、V2H充放電設備の型式ごとに異なるため、センターホームページにて確認の上、工事申告を行ってください。 <p>(3) 太陽光発電、蓄電池等と連系する機器や工事費について</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電、蓄電池等と連系し、システムとして構成しているV2H充放電設備を設置される場合の電気回路については、V2H充放電設備専用でない場合でも、充放電に関連する回路であれば、その回路に関わる部材および労務費は補助対象として工事申告を行ってください。
4	太陽光発電や蓄電池の設置をV2H充放電設備の設置に合わせて行う場合、国との他の補助金と重複して補助金を申請してもよいですか。	V2H充放電設備および設置工事と重複しない限りにおいて申請可能です。申請書類において、それぞれの設備が明確に分かれている必要があります。
5	地方公共団体の補助金と併用して申請してもよいですか。	本補助事業との併用はお認めしています。各地方公共団体側で重複して申請することが可能かどうかについては、各地方公共団体にお問い合わせください。

No.	問合せ内容	回答
6	V2H 充放電設備の設置に合わせて、充電設備も設置する予定ですが、合わせて充電インフラ補助金の申請ができますか。	国との他の補助金を申請する場合は、それぞれの設備が明確に分かれている必要があります。その上で、それぞれ別にセンターに申請していただくことになります。
7	V2H 充放電設備を複数基設置しますが、複数基に補助は交付されますか。	一つの工事で複数基設置する場合も補助対象となります。ただし、複数基設置することが本補助事業の目的に沿ったものであることを確認するため、追加で資料を提出いただく場合があります。
8	V2H 充放電設備を複数基設置する場合、設置工事の補助金はどのように算出されるのですか。	V2H 充放電設備等設置工事費と付帯設備設置工事費は、V2H 充放電設備の基数分について、申告と上限に基づき審査・算定します。その他設置に係る費用は一つの申請ごとに、申告と上限に基づき審査・算定します。
9	補助対象となる V2H 充放電設備にどのようなものがありますか。 どこのメーカーの V2H 充放電設備でも補助対象となるのですか。	センターが承認した V2H 充放電設備が補助の対象となります。 補助対象 V2H 充放電設備はセンターのホームページで随時更新していますのでそちらをご確認ください。
10	V2H 充放電設備は購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	V2H 充放電設備をリースする場合も申請は可能です。 リース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社へ支払われます。リース会社は月々のリース料金に交付される補助金相当分の値下がりを反映しなければなりません。 リース契約は、保有義務期間（5年間）以上使用することを前提とした契約にすることが必要です。
11	賃貸物件（貸家等）に設置する場合も補助金の申請はできますか。	申請者は、①V2H 充放電設備を購入（所有）し、かつ②V2H 充放電設備を設置する土地および給電対象施設の使用権限を有する必要があります。 給電対象施設の使用権限を有するとは、当該給電対象施設の電力契約を結んでおり、かつ使用している方になります。 賃貸物件（貸家等）に設置する場合、賃貸人（オーナー）が給電対象施設の使用権限を有するとは言えないため、補助対象外となります。
12	V2H 充放電設備を法人名義で購入（所有）し、法人の社長宅に設置する場合、申請は可能ですか。	申請者は、①V2H 充放電設備を購入（所有）し、かつ②V2H 充放電設備を設置する土地および給電対象施設の使用権限を有する必要があります。法人の社長が所有する自宅の場合、申請者が②を満たさないため、補助対象外となります。

No.	問合せ内容	回答
13	他に同様の補助事業を行っている機関はありますか。	地方公共団体で補助事業を行っている場合がありますので、所轄の地方公共団体にご確認ください。
14	V2H 充放電設備は半額補助ですか。 V2H 充放電設備の補助に上限はありますか。	V2H 充放電設備の補助金交付額は、センターのホームページに掲載する銘柄ごとの補助金交付上限額と、設備の実際の購入価格×補助率(1/2)で求めた金額のいずれか低い方とします。(1/2以内) また、銘柄ごとの上限額は、1基当たり75万円が上限となります。したがって、一律に「半額補助」ということではありません。
15	設置工事は全額補助ですか。 設置工事費の補助に上限はありますか。	設置工事の補助金交付額には設置場所区分により上限額が設定されています。設置場所区分が「個人宅」の場合は40万円、設置場所区分が「個人宅」以外の場合は95万円が上限です。また、設置工事の項目ごとにも補助上限額がありますので、必ずしも「全額補助」ということではありません。
16	設置工事費の補助金上限額につき、「個人宅：40万円、個人宅以外：95万円」とありますが、個人宅と個人宅以外の区別はどのようにするですか。	戸建の個人の住宅は「個人宅」とするほか、マンション等においては、共用分電盤から受電・給電を行う場合は「個人宅」以外、住戸内の分電盤から受電・給電を行う場合は「個人宅」となります。詳細は、応募要領をご参照ください。

Q 3 交付申請期間・申請方法について

No.	問合せ内容	回答
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	V2H 充放電設備の発注前に交付申請してください。 交付申請の内容を審査し、適正な申請であると認められる場合は、交付決定通知書を送付します。 交付決定日以降、V2H 充放電設備の発注および設置工事が可能となります。 工事と補助対象経費の支払いの完了後、期限までに実績報告してください。審査を経て補助金額を確定し、「補助金の額の確定通知書」を送付し、補助金を指定の口座に振込みます。
2	申請期間（申請締切）はいつまでですか。 また、交付申請および実績報告の期限はいつまでですか。 猶予される場合はありますか。	交付申請は <u>令和5年10月31日（火）</u> までです。 交付申請総額が予算額を超過すると認められる場合、 <u>令和5年10月31日（火）</u> 前でも締め切る場合があります。 実績報告は、 <u>令和6年1月31日（水）</u> までにセンターに報告されていることが必要です。猶予されることはありませんので、日程管理が必要です。

No.	問合せ内容	回答
3	申請の受付は先着順ですか。	本事業の申請受付は先着順にて行います。 申請受付期間内にオンライン申請システムの申請ボタンを押下する必要があります。
4	予算が無くなった時点で申請の受付は終了になりますか。	申請額の累計が予算額を超えると予想される場合、受付期間を短縮し、令和5年10月31日（火）より前に終了する場合があります。 その場合は、センターのホームページにてあらかじめ周知します。
5	補助金の予算の執行状況は、開示されますか。	定期的な開示はいたしません。 申請額の累計が予算額を超えると予想される場合には、申請期間中であっても受付を終了する場合があります。その場合は、センターのホームページにてあらかじめ周知します。
6	申請書類等の必要書類の入手方法はどのようなものがありますか。	申請に係る様式類は全てオンライン申請システムから作成していただきます。
7	過去年度に取得したアカウントで申請してもよいですか。	過去年度に取得したアカウントでは申請することができません。令和4年度補正予算のオンライン申請システムより新たにアカウントを作成して申請手続きしていただく必要があります。
8	急いでいるので、ダミーデータをアップロードします。先に申請を受付けてもらえますか。	ダミーデータでの申請は受け付けられません。 申請に必要なデータや必要書類が揃ってから申請するようにしてください。申請ボタンが押されていても、必要書類が不足している、必要事項の入力がない、データが適正でない等、センターが適正でないと認めた場合は、申請の受付を行いません。 実績の報告時も同様です。
9	V2H充放電設備を設置する場所や給電対象施設の所有者でない（賃貸など）場合でも申請できますか。	申請は可能です。 ただし、交付申請までに、設置場所や給電対象施設の利用に関する許諾、およびV2H充放電設備の保有義務期間（5年間）以上において設置し給電対象施設に給電することの許諾を所有者から得た上で申請してください。なお、交付申請時にこれらの許諾を証する書類の提出が必要です。リース申請の場合は、使用者（契約者）がこれらの許諾を得る必要があります。
10	地方公共団体が入札前に申請することは可能ですか。	申請は可能です。ただし、工事費の一部は、一般的な公共工事の積算方法とは異なる内容がありますので、注意が必要です。
11	入力した内容に自信がありません。審査が通るかどうか、事前審査をお願いできますか。	事前審査はいたしません。申請にあたりご不明な点は「応募要領」をご確認ください。それでも不明な点がある場合はコールセンターにお問い合わせください。 ・コールセンター：03-3548-9101 (平日9:15-12:00、13:00-17:00)

No.	問合せ内容	回答
12	利益等排除はどのような場合に行う必要があるのですか。	申請者（リースの場合は使用者（契約者））が自社または資本関係にある会社からV2H充放電設備を購入する場合や、工事の施工をする場合に必要になります。交付申請時に「利益等排除申告」、実績報告時に「利益等排除申立」の提出が必要です。
13	自社工事で設置する場合、工事費だけ補助対象外になりますか。	自社工事で設置する場合、申請自体行うことができません。部分的に自社工事で行う場合は、申請を行うことはできますが、工事項目として申告できるのは外注した工事のみで、自社工事による工事項目については補助対象外となるため、申告できません。
14	V2H充放電設備はいつから使えますか。	交付決定後に設置工事を開始し、設置工事後に検収が完了したら速やかに稼働を開始してください。
15	交付申請を作成中ですが、すべての書類がそろわなくても申請してよいですか。	表示された項目へのデータ入力および必要書類のアップロードが完了していないと申請をすることができません。申請書類の作成について、センターホームページの記入例を参照してください。
16	分譲住宅（マンション／戸建）にV2H充放電設備を設置します。お客様が決まらないと申請はできませんか。	デベロッパー等、申請時にV2H充放電設備を所有している方が申請者となることで申請が可能です。建物／戸建を販売する際は、補助金受領後に財産処分承認申請の手続きが必要となります。

Q 4 申請書記入方法について

No.	問合せ内容	回答
1	設置工事開始日の定義を教えてください。	V2H充放電設備の搬入やV2H充放電設備等設置の基礎工事などの準備やV2H充放電設備等設置工事の一部または全部の施工を開始した日のことをいいます。
2	設置工事完了日の定義を教えてください。	補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、補助対象経費にかかるV2H充放電設備を稼働させる設置工事が全て完了した日のことをいいます。
3	支払完了日の定義を教えてください。	V2H充放電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了した日のことをいいます。支払完了日は、交付決定日以降、実績報告日以前である必要があります。

No.	問合せ内容	回答
4	申請者が個人で設置場所区分が個人宅です。支払いにクレジット契約による分割払いを利用しますが、支払完了日には何を記入すればよいか。	クレジット契約の日付（締結日）を入力してください。
6	法人番号の欄に入力する番号は何ですか。	<p>申請者が法人の場合、補助金交付に関する情報がオープンデータとして gBizINFO（ジービズインフォ）において公表されます。</p> <p>法人番号（13桁）は、主に下記に示す書類で確認することができます。なお、入力された法人番号の確認のため、下記のいずれかの書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書 ・国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該 PDF ファイルデータ等 ・経済産業省の gBizINFO（ジービズインフォ）よりダウンロードした該当の PDF ファイルデータ等
7	gBizINFO（ジービズインフォ）に公表される補助金に関する情報とは何ですか。	<p>下記の内容等が gBizINFO（ジービズインフォ）にて公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者名（交付決定先） ・法人番号 ・交付決定日 ・交付決定額
8	工事申告の入力方法について教えてください。	<p>センターホームページ内の操作ガイドを参照してください。</p> <p>工事施工会社が複数いる場合は、各工事施工会社の「見積書」を集約し、入力してください。</p>
9	法人の場合、役員名簿の提出が必要とありますが、入力しなければならない役員を教えてください。	<p>申請者が法人の場合は、応募要領 1-5、「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除の内容を必ず確認の上、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を役員名簿に入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員とは、取締役、会計参与、監査役のことをいいます。 ・非常勤役員であっても履歴事項全部証明書等に記載があれば入力が必須です。 ・リース契約の使用者（契約者）が法人の場合も、履歴事項全部証明書等と役員名簿の提出が必要となります。

No.	問合せ内容	回答
10	履歴事項全部証明書に変更がありました。交付申請時には登記がまだ完了していません。役員名簿はどうすればよいですか。	株主総会等において登記事項に変更があった場合は、変更前の履歴事項全部証明書等および変更事項を証する書類（総会資料、議事録等）を提出し、併せて最新の役員名簿を提出してください。その後、登記が完了したら、速やかに履歴事項全部証明書等を提出してください。
11	見積書が消費税込の金額になっています。申請書に入力する額はどうすればよいですか。	申請書はすべて税抜の額を入力してください。消費税は補助対象経費となりません。見積書等も消費税は別途記載するようにしてください。
12	個人宅への設置の場合、見積書に計上項目先番号の記載は必要ですか。	個人宅の場合は、見積書に計上項目先番号や工事 No. の記載は不要です。ただし、見積書に記載する工事項目は、応募要領に記載の工事項目の名称に一致している必要があります。
13	本人確認書類に記載された住所と設置場所住所が異なります。どのような対応が必要ですか。	現住所と設置場所住所が異なる場合も、「申請者住所」には本人確認書類に記載の現住所、「設置場所住所」には設置場所の住所をそれぞれ記入して申請してください。審査において確認し、必要に応じて追加書類の提出等、個別の対応をお願いします。
14	個人宅への設置の場合、設置場所名称はどのようにしたらよいですか。	「〇山〇夫邸」「〇川〇子宅」（「フルネーム+邸（宅）」）など、設置場所が特定できる名称としてください。見積書等の提出書類に記載する設置場所名称も、申請で入力した設置場所名称に合わせてください。
15	個人宅への設置の場合、見積書は、部材費と労務費を明確に分けて記載しますか。例えば、「電気配線工事」はまとめて1つの金額でよいですか。	個人宅への設置の場合は工事項目ごとの記載でも申請可能です。各材料の費用、労務費の記載、もしくは工事項目ごとの費用を記載してください。
16	新築の個人宅に設置しますが、設置予定場所に現状何もありません。要部写真はどうすればよいですか。	現状のまま撮影していただき、設置予定場所を赤枠で囲ってください。審査の段階で、建物完成後（設備設置前）の写真の提出をお願いする場合があります。

Q 5 申請手続き・工事開始について

No.	問合せ内容	回答
1	手続代行者に手続きの依頼ができるとのことです、手続代行者は誰でもなれるのですか。	審査内容の確認等を行いますので、原則工事施工会社に限っています。
2	手続代行者を依頼すれば全てやってもらえるのですか。	申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の一部を手続代行者に依頼できますが、センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の観点から、申請者宛に郵便で送付します。また、手続代行者による不正等が発生した場合は交付決定が取消され、既に補助金が交付されているときは申請者に補助金の返還を求めますのでご留意ください。
3	下請の工事施工会社ですが、手続代行者になれますか。	手続代行者は申請者と契約を結んでいることが前提となります。契約を結んでいることは、提出された見積書で確認しています。そのため、下請の工事施工会社が、手続代行者となることはできません。
4	工事施工会社が複数いるのですが、どこに手続代行を依頼すればよいですか。	複数のうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することはできませんので注意してください。 代表になった工事施工会社は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施し、他の工事施工会社とも連携を取るようにしてください。連絡が取れない場合は、交付決定や補助金の支払いに時間を要する場合があり、補助金の支払いができないことがあります。
5	交付申請してから交付決定通知が届くまで、どのくらいの期間がかかりますか。	オンラインシステムの申請ボタンが押された申請から、センターが内容を確認し、 <u>不備不足なく受付となった日</u> から1~2ヶ月程度で交付決定を行い「交付決定通知書」を申請者へ郵送します。 審査に時間を要するもの、申請が集中した場合はこの限りではありません。
6	交付決定は申請の到着順ですか。	交付申請は先着順にて有効となります。センターにて内容を確認し、適正であるものが受付となります。不備不足があるものについては一定期間に不備の修正を求め、不備が完了するまで受付されません。 <u>交付決定は不備不足なく受付された日</u> から1~2ヶ月程度を目途としておりますので、申請の到着順とは前後する場合があります。 「応募要領」をご覧になり、不備不足のないよう申請してください。

No.	問合せ内容	回答
7	補助金交付決定通知書が届いたら、工事を開始してもよいですか。	工事を開始してください。 交付決定日以降であれば、V2H充放電設備を発注し工事を開始できます。
8	工事が遅れていて交付申請時の工事完了予定日より遅れそうなのですが、何か手続きが必要ですか。	手続きの必要はありません。 ただし、実績報告は最終提出期限である令和6年1月31日（水）を超えることができませんので注意してください。

Q 6 必要書類について

No.	問合せ内容	回答
1	借地にV2H充放電設備を設置します。 土地ならびに給電対象施設の利用に関する許諾を証する書類というは何を提出すればよいですか。	申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合は、設置場所の土地・給電対象施設の利用に関する許諾、およびV2H充放電設備の保有義務期間（5年間）以上において設置することの許諾を得ることが必要であり、これを証する書類の提出が必要です。 ・これらの許諾に関する覚書等がある場合には、そのコピーを提出してください。 ・覚書等が無い場合は、書式は問いませんので、これらの許諾を証する書類を提出してください。 ・賃貸借契約書にこれらの許諾に関する記載がある場合は、賃貸借契約書のコピーでも構いません。 【資料例・記入例等：申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合】
2	交付申請時に提出する見積書は概算見積書でもよいですか。	概算見積書では交付申請はできません。 正式な見積書を基に「V2H充放電設備等設置工事申告」を入力し、提出する必要があります。 【資料例・記入例等：見積書】
3	要部写真として写真が求められていますが、これから建設するので、設置予定場所には何もありません。何を写せばよいのですか。	これから建設する場合でも、工事完了後の写真と比べる必要がありますので、設置予定場所を撮影し、設置箇所を赤枠で明示してください。 要部写真は工事項目ごとに異なり、工事施工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますのでご注意ください。 詳細は「応募要領」にて確認してください。
4	V2H充放電設備の発注書に工事も含まれていますが問題ありませんか。	V2H充放電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書にV2H充放電設備の見積が含まれる場合は、発注書に工事が含まれていても問題ありません。

No.	問合せ内容	回答
5	分譲のマンションに設置しますが、交付申請時に提出が必要な「住民総会」での決議を証する書類は何を提出すればよいですか。	<p>分譲マンション（共同分電盤／住戸内分電盤）にV2H充放電設備を設置する場合、設置について住民が承認し、正式に決定されていることを証する書類の提出が必要です。「住民総会」で決議されたことが確認できる書類（住民総会の議事録）を提出してください（※）。</p> <p>なお、交付申請時点にまだ決議がされていない場合は、理事会で合意されていることを証する書類を提出するとともに、「住民総会」の開催時期と、決議される見通しを申告してください。</p> <p>※住戸内分電盤に接続する場合は、個人宅での申請となり、上記「住民総会」での決議を証する書類の提出が必要です。オンライン申請システムの実施状況等報告にてアップロードして提出してください。</p>
6	インターネットバンキングのため、通帳がないのですが、補助金の振込先口座を証する書類は何を提出すればよいのですか。	<p>下記内容が確認できる画面のプリントアウトや金融機関が発行する口座証明書等を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人の氏名／名称のフリガナ ・金融機関名・支店名・預金種目・口座番号 <p>実績報告に記載された申請者名義の口座であることが確認できる必要があります。</p>
7	個人宅への設置の場合、図面の提出は不要ですか。	個人宅にV2H充放電設備を設置する申請の場合、図面の作成は任意ですが提出は不要です。
8	土地（建物）の所有者が、申請者の家族です。V2H充放電設備の設置に関する許諾書は必要ですか。	土地や給電先の建物の所有者が申請者と異なる場合は、（同居かどうかを問わず）家族である場合にも、設備の設置に関する許諾を証する書類が必要です。
9	令和4年度にて申請し、交付決定までされたのですが、V2Hの納期が遅れたために実績報告の提出に間に合わず、申請の取下げを行いました。令和4年度補正でも申請を考えていますが、書類等は令和4年度にて提出したものを利用できますか。	<p>令和4年度にて交付決定され、その後、V2H充放電設備の納期遅延を理由に取下げをされた申請については、V2H充放電設備および工事内容と費用に変更がない場合に以下の書類の再使用を可能とします。</p> <p>個人宅：見積書 個人宅以外：見積書、図面（設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図）</p> <p>なお、対象の申請者には、令和4年度補正が開始されたら、そのアナウンスメールをセンターより送付致しますので確認してください。</p>